

令和3年石巻市議会第2回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（1件）

（1）第141号議案 石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

本年8月10日の人事院勧告に基づき、関係する条例の一部を改正するものです。

<改正内容>

ボーナスの支給月数を一般職（任期付職員を含む、再任用職員を除く）及び会計年度任用職員については0.15月分、特別職、特定任期付職員及び再任用職員については0.1月分引き下げのものです。

○第1条及び第2条 石巻市職員の給与に関する条例の一部改正

第17条第2項

条文中の文言を整理するものです。

第28条第2項及び第3項

第1条において、一般職の本年12月に支給する期末手当の支給割合について、127.5/100から0.15月分引き下げ112.5/100とし、再任用職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合について、72.5/100から0.1月分引き下げ62.5/100とし、第2条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和4年4月以降の6月と12月に支給する期末手当の支給割合が均等になるように、一般職については120/100、再任用職員については67.5/100とするものです。

○第3条及び第4条 石巻市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正

第4条

第3条において、特別職の本年12月に支給する期末手当の支給割合について、167.5/100から0.1月分引き下げ157.5/100とし、第4条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和4年4月以降の6月と12月に支給する期末手当の支給割合が均等になるように162.5/100とするものです。

○第5条及び第6条 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

第7条第2項

第5条において、特定任期付職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合について、167.5/100から0.1月分引き下げ157.5/100とし、第6条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和4年4月以降の6月と12月に支給する期末手当の支給割合が均等になるように162.5/100とするものです。

○第7条 石巻市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正

附則第2項

第1条の規定により給与条例に規定する期末手当の支給割合が改正されることに伴い、文言の整理を行うものです。

なお、フルタイム会計年度任用職員の期末手当については、令和3年度まで経過措置として支給割合を低く設定していることから、経過措置として適用している支給割合の引き下げは行いません。

○第8及び第9条 石巻市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正

第8条第2項

第8条において、パートタイム会計年度任用職員の本年12月に支給する期末手当の支給割合について、 $127.5/100$ から 0.15 月分引き下げ $112.5/100$ とし、第9条において、前条の規定により引き下げる支給割合について、令和4年4月以降の6月と12月に支給する期末手当の支給割合が均等になるように $120/100$ とするものです。

なお、パートタイム会計年度任用職員の期末手当についても、令和3年度まで経過措置として支給割合を低く設定していることから、経過措置として適用している支給割合の引き下げは行いません。

○附則

施行期日を規定するものです。

<公布の日から施行。ただし、第2条、第4条、第6条及び第9条の規定については、令和4年4月1日から施行>

2 予算議案（7件）

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 第142号議案 | 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第6号） |
| (2) 第143号議案 | 令和3年度石巻市水産物地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号） |
| (3) 第144号議案 | 令和3年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第3号） |
| (4) 第145号議案 | 令和3年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| (5) 第146号議案 | 令和3年度石巻市病院事業会計補正予算（第1号） |
| (6) 第147号議案 | 令和3年度石巻市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| (7) 第148号議案 | 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第7号） |

3 議会案（1件）

- (1) 議会案第3号 石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

<改正内容>

本年8月の人事院勧告において、一般職の支給月数の引き下げにあわせ、指定職職員の期末手当についても引き下げるよう勧告が出されたことから、これまでの議員の期末手当については、国の指定職職員に準じて支給されてきており、議員の期末手当の年間支給月数について、勧告どおり引き下げるため、条例の一部を改正するものです。